

株主各位

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番4

株式会社 ティン
代表取締役社長 市野 諒

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地
神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 第5・6会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

- ・第32期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tein.co.jp/ir.html>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、消費税増税前の駆け込み需要の反動などがあったものの、各種の経済・金融政策の効果や原油価格の低下などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら円安による生活必需品の価格上昇が消費動向に与える影響や、海外での中国やその他の新興国における成長率の鈍化が国内景気にも陰を落とすなど、依然として不安定な状況にあります。

カーアフターマーケットにおきましては、前述の不安定感などを背景にユーザーの低価格志向は依然として強い中、一部高額品への購買意欲の増加の兆しもあり、消費に力強さも見え始めました。しかしながら、多機能、高品質、リーズナブルな価格など価値観が多様化するユーザーのニーズに適合し、さらなる付加価値の向上を図った製品やサービスの提供が不可欠となっております。

このような情勢のもと、当社におきましては、国内では平成27年1月より新機構（ハイドロ・バンブ・ストッパー（H. B. S.））を搭載した「FLEX A」、また国内生産でありながら驚異的とも言えるリーズナブルな価格を実現した「FLEX Z」の販売を開始し、平成26年1月に販売を開始した「EDFC ACTIVE PRO」、「MONO SPORT」と合わせた拡販に努めてまいりました。また、国内最大のアフターマーケット用品のイベントへの出展や、店頭販売促進品の強化、動画コンテンツの充実などの各種広告宣伝活動にも力を注ぎました。これらの新製品と広告宣伝活動が奏功し、国内売上は期末に向けて好調に推移いたしました。

海外においては、子会社および現地販売会社との緊密な連携、各地の代理店への営業強化、また各地域における特性に適した各種多様なキャンペーンなどの諸施策が功を奏した反面、アメリカ西海岸にお

ける港湾ストにより製品供給が滞り、また新興国の一部の地域では、成長鈍化に呼応するように販売状況が低迷するなど苦戦を強いられました。

なお、今後の急速な需要拡大が見込まれる中国市場に備えるための海外初となる現地生産拠点「天御減振器製造（江蘇）有限公司」は、現在稼動開始に向けて準備を進めております。

研究開発活動の面につきましては、前述の新製品「FLEX A」および「FLEX Z」の開発に注力いたしました。「FLEX A」では世界ラリー選手権をはじめとする国内外の有力チームとのテストにより、従来のウレタンやゴムによるバン普拉バーで起こる段差通過時の跳ね返されるような挙動や操縦性の乱れを解消する新機構（H. B. S.）を開発し、トップカテゴリーの技術を量産品にフィードバックいたしました。また「FLEX Z」では「FLEX A」の対極となる低価格製品を実現するため新たに非分解式の新プラットフォームを開発いたしました。これらと並行して「MONO SPORT」のラインアップ拡充にも力を注いでまいりました。

他方、某有名自動車メーカーにおいてカー・オブ・ザ・イヤー受賞車両の開発主査を務めた経験もある方を技術顧問として招聘し、開発および生産技術のさらなる強化にも着手いたしました。

これらの結果、売上高は3,111百万円（前期比69百万円、2.3%増）となりました。

また、損益につきましては、経常利益228百万円（前期比38百万円、14.5%減）、当期純利益152百万円（前期比44百万円、22.6%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は63百万円であり、その主なものは本社工場における機械及び装置の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資に必要な資金は、自己資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の当社と当社グループを取り巻く経営環境につきましては、為替の急激な変動や原油価格の下落、また国内では消費税率引上げ後の消費傾向や再引上げに向けた動向、海外では中国やその他の新興国の経済成長の行方など、内外における景況の先行き不透明感が払拭できない状況の中で、依然として予断を許さない経営環境が続くものと考えられます。

当社といたしましては、「FLEX A」「FLEX Z」を始めとしたショックアブソーバー製品群の充実を図るとともに、「EDFC」シリーズと合わせた国内外を対象とした広範囲な営業活動のより一層の強化、世界各国の様々なユーザーニーズに対応する製品の企画開発、さらなる需要喚起に向けた新たな付加価値の提案と技術開発体制の拡充、また国内外の工場におけるフレキシブルな生産体制の確立と全社的なコストダウンや品質向上などを推し進めることで、新たな成長を目指すとともに収益構造の強化を図ってまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援にあらためて感謝を申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第29期 (自23. 4. 1 至24. 3. 31)	第30期 (自24. 4. 1 至25. 3. 31)	第31期 (自25. 4. 1 至26. 3. 31)	第32期 (自26. 4. 1 至27. 3. 31)
売 上 高 (百万円)	2,591	2,569	3,042	3,111
経 常 利 益 (百万円)	7	67	267	228
当期純利益 (百万円)	8	46	197	152
1株当たり当期純利益 (円)	1.64	8.92	37.98	29.40
総 資 産 (百万円)	3,104	3,198	4,920	5,056
純 資 産 (百万円)	2,362	2,409	2,575	2,665

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
TEIN U. S. A. , INC.	千USドル 900	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に米国における販売
TEIN UK LIMITED	千ポンド 300	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に欧州における販売
天御香港有限公司	千HKドル 3,400	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
天御遠東国際貿易(北京)有限公司	千人民元 5,000	% 100.0	当社の自動車部品および用品の主に中国における販売
天御減振器制造(江蘇)有限公司	千人民元 55,097	% 100.0	当社の製品用資材調達の調査・調整、ならびに自動車用サスペンションの製造、販売、輸出(注)2

- (注) 1. 上記の重要な子会社5社の売上高の合計は1,275百万円、当期純利益の合計は16百万円であります。
2. 天御減振器制造(江蘇)有限公司は、平成25年11月に設立いたしました。なお、同社は現在稼働に向けて準備中のため、実質的な生産活動は開始しておりません。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

- ① 自動車部品および用品の製造、仕入、販売ならびに輸出入
- ② モータースポーツ用車両および部品の製造、整備、販売、レンタル
- ③ 自動車レースおよびラリーの出場受託

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

本 社 工 場 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3515番4
営 業 所 横浜営業所（神奈川県横浜市）、大
阪営業所（兵庫県伊丹市）、仙台営
業所（宮城県仙台市）

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
153名	23名増	38.0歳	9.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均74名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	1,463百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 26,609,000株

(2) 発行済株式の総数 5,193,726株
(自己株式1,458,524株を除く。)

(3) 株主数 1,171名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
市野 諒	1,513,400株	29.1%
株式会社イチノホールディングス	1,300,000株	25.0%
藤本 吉郎	556,500株	10.7%
大西 康弘	169,500株	3.2%
日本生命保険相互会社	166,400株	3.2%
市野 ルリ子	140,000株	2.6%
小島 宣保	129,000株	2.4%
市野 澄恵	121,500株	2.3%
ティン従業員持株会	73,040株	1.4%
山田 一元	60,000株	1.1%

(注) 持株比率は、自己株式（1,458,524株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
市野 諒	代表取締役社長 経理担当	
藤本 吉郎	専務取締役 営業、国内各営業 所、生産技術、製造 担当	TEIN U.S.A., INC. 取締役社長 TEIN UK LIMITED 取締役社長 天御香港有限公司 董事長 天御遠東国際貿易(北京) 有限公司 董事長 天御減振器制造(江蘇) 有限公司 董事長
那須 賢司	取締役 管理担当	
武井 共夫	取締役	市民総合法律事務所 所長
三宅 良明	常勤監査役	
奥川 貞夫	監査役	
原 真志	監査役	原公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役武井共夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役三宅良明氏、奥川貞夫氏および原真志氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役原真志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役武井共夫氏および監査役奥川貞夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 4名 84,450千円(うち社外1名3,000千円)

監査役 3名 10,200千円(うち社外3名10,200千円)

- (注) 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,050千円(取締役9,450千円、監査役600千円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役武井共夫氏は、市民総合法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役原真志氏は、原公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 武 井 共 夫	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。
監査役 三 宅 良 明	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主にコンプライアンス等の知見から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議長として適正な議事進行をおこなうとともに、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
監査役 奥 川 貞 夫	当期に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に豊富な知識と経験を生かして、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

氏 名	活 動 状 況
監査役 原 真 志	<p>当期に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が16回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員（常勤の監査役である三宅良明氏を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

15,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

会社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

15,700千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合等は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

- ・取締役は、会社法に定める善管注意義務、忠実義務に則り職務を執行する。
- ・取締役会は、取締役ならびに使用人が法令および定款に適合するための体制を整備するための方針を決定する。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る議事録、稟議決裁書類、その他の文書等の情報については、法令ならびに当社の文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体により適切に保存および管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・経営に重大な影響を与えるリスクに対しては、危機管理規程、個人情報管理規程、その他の関連諸規程に従い管理して損失の早期発見、未然防止あるいは拡大防止に努める。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・効率的な職務執行を確保するため、職務権限規程により取締役と使用人の職務の権限等を定めるほか、取締役会および経営企画会議を毎月1回の定時または必要に応じて臨時で開催し、業務執行において共有すべき情報の交換をおこなう。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・社会の一員として遵守すべき事項を定めた企業倫理基準を定め、これを行動規範として職務を遂行する。
- ・社内における法令順守に反する問題の把握に努めるため、内部通報の窓口を設置する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業理念、金融商品取引法に基づく内部統制、また情報ネットワーク等をグループ全体で共有し、相互の緊密な連携を図ると共に、海外子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体制を推進する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役会が監査役の職務を補助する使用人を求めた場合には、監査役会と協議の上で必要な人員を配置する。
- ・ 監査役の職務を補助する使用人を配置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等に関しては事前に監査役と協議の上で決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役および使用人は、会社の業務や財務に重大な影響を及ぼす事実またはその恐れのある事実、あるいは重大な法令または定款違反もしくは不正行為の事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告する。
- ・ 内部監査室は、監査計画、実施状況、結果等について定期的あるいは随時に監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、意見を陳述するほか、経営企画会議その他重要な会議に出席し、意見を陳述することができる。
- ・ 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類を閲覧および調査し、必要に応じて取締役または使用人に対し説明を求めることができる。
- ・ 代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的あるいは随時に監査役と意見交換をおこなう。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせ

て具体的かつ明確な表現へ変更したものとなっております。

6. **会社の支配に関する基本方針**
特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,597,981	流動負債	616,743
現金及び預金	519,044	買掛金	218,152
売掛金	440,590	1年内返済予定 の長期借入金	96,716
商品及び製品	289,742	未払金	72,345
仕掛品	55,755	未払費用	155,881
原材料及び貯蔵品	201,227	未払法人税等	61,116
前払費用	5,259	前受金	6,634
繰延税金資産	35,001	預り金	5,896
その他	51,359	固定負債	1,774,148
固定資産	3,458,569	長期借入金	1,366,604
有形固定資産	1,823,133	退職給付引当金	168,041
建物	503,766	役員退職慰労引当金	189,903
構築物	66,823	預り保証金	49,600
機械及び装置	145,972	負債合計	2,390,891
車両及び運搬具	12,486	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	22,426	株主資本	2,665,659
土地	1,070,533	資本金	217,556
建設仮勘定	1,124	資本剰余金	215,746
無形固定資産	5,226	資本準備金	215,746
ソフトウェア	2,438	利益剰余金	2,705,826
その他	2,787	利益準備金	33,884
投資その他の資産	1,630,209	その他利益剰余金	2,671,941
関係会社株式	184,316	別途積立金	1,950,000
関係会社出資金	996,693	繰越利益剰余金	721,941
関係会社長期貸付金	270,506	自己株式	△ 473,469
長期前払費用	4,339	純資産合計	2,665,659
繰延税金資産	283	負債・純資産合計	5,056,551
その他	197,664		
貸倒引当金	△ 23,593		
資産合計	5,056,551		

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,111,750
売 上 原 価		2,071,512
売 上 総 利 益		1,040,238
販売費及び一般管理費		914,547
営 業 利 益		125,691
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	12,916	
為 替 差 益	61,068	
助 成 金 収 入	15,476	
そ の 他	26,729	116,190
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,553	
売 電 費 用	2,167	
そ の 他	833	13,554
経 常 利 益		228,326
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	647	647
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	602	
固 定 資 産 除 却 損	33	635
税 引 前 当 期 純 利 益		228,338
法人税、住民税及び事業税	78,000	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,410	75,589
当 期 純 利 益		152,748

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	217,556	215,746	215,746	33,884	1,950,000	631,518	2,615,402
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△ 62,325	△ 62,325
当 期 純 利 益						152,748	152,748
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	90,423	90,423
当 期 末 残 高	217,556	215,746	215,746	33,884	1,950,000	721,941	2,705,826

	株 主 資 本		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	△473,429	2,575,275	2,575,275
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△ 62,325	△ 62,325
当 期 純 利 益		152,748	152,748
自己株式の取得	△ 39	△ 39	△ 39
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-
当期変動額合計	△ 39	90,383	90,383
当 期 末 残 高	△473,469	2,665,659	2,665,659

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）については定額法）
 - 無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - 長期前払費用……………定額法
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。
 - 役員退職慰労引当金……………役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の支払金利
 - ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」(42千円)、「助成金収入」(2,100千円)は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保資産の内容およびその金額

建物	503,766千円
土地	1,070,533千円

(2) 担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	96,716千円
長期借入金	1,366,604千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,255,929千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	200,371千円
長期金銭債権	270,506千円
短期金銭債務	20,151千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	786,022千円
営業費用	222,293千円
営業取引以外の取引高	14,924千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	6,652,250株
------	------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,458,524株
------	------------

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,325	12.00	平成26年3月31日	平成26年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77,905	15.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払賞与	24,023千円
役員退職慰労引当金	60,199千円
退職給付引当金	53,269千円
その他	33,214千円
繰延税金資産小計	170,707千円
評価性引当額	△135,422千円
繰延税金資産合計	35,284千円
繰延税金資産の純額	35,284千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、業績計画や設備投資計画等に必要な資金を確保しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブはリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにその管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内です。

借入金には、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	519,044千円	519,044千円	—
(2) 売 掛 金	440,590千円	440,590千円	—
資 産 計	959,635千円	959,635千円	—
(3) 買 掛 金	218,152千円	218,152千円	—
(4) 長期借入金 ※	1,463,320千円	1,463,324千円	4千円
負 債 計	1,681,472千円	1,681,477千円	4千円

※ 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式 184,316千円

関係会社出資金 996,693千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、表に含めておりません。

持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、損益及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TEIN U. S. A., INC.	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	543, 493	売掛金	74, 353
子会社	天御遠東 国際貿易 (北京) 有限公司	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	142, 223	売掛金	58, 000
子会社	天御減振器 制造(江蘇) 有限公司	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	242, 518	長期貸付金	247, 241
				増資の引受	444, 143	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して決定しております。

(注2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。

なお担保は受け入れておりません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 513円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 29円40銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

株式会社ティン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 田 大 輔 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

株式会社ティン監査役会

常勤監査役 三宅良明 ㊞

監査役 奥川貞夫 ㊞

監査役 原真志 ㊞

(注) 常勤監査役三宅良明、監査役奥川貞夫及び監査役原真志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益力の向上を図り、株主の皆様へ利益還元をすることが経営の最重要課題の一つであると考えております。利益配当については年1回期末に配分することとし、各期の連結業績、配当性向および内部留保等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当をおこなうことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株あたり普通配当5円に、当期の業績結果を踏まえ、特別配当の10円を加えて、合計15円とさせていただきますと存じます。

これにより期末配当金の総額は、77,905,890円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 今後の事業展開の促進、経営基盤の充実強化ならびに取締役会の実効性の向上等を目的として、取締役の増員が可能となるよう取締役の員数を5名から8名に3名増員するものであります。(変更案第19条)

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款の一部を変更するものであります。

なお、取締役の責任免除に関する規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第31条第2項、第41条第2項)

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条) (条文省略)	第1条) (現行どおり)
第18条 (員数)	第18条 (員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。
第20条) (条文省略)	第20条) (現行どおり)
第30条	第30条

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第32条) (条文省略)</p>	<p>第32条) (現行どおり)</p>
<p>第40条 (監査役の責任免除)</p>	<p>第40条 (監査役の責任免除)</p>
<p>第41条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第42条) (条文省略)</p>	<p>第42条) (現行どおり)</p>
<p>第48条</p>	<p>第48条</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、経営基盤の充実強化等のため新たに1名の新任候補者を加え、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いちはる 市野 諒 (昭和31年9月12日生)	昭和60年2月 当社入社 当社代表取締役社長 (現任) 〔担当〕 經理	1,513,400株
2	ふじもとよしお 藤本 吉郎 (昭和35年1月29日生)	昭和60年8月 当社入社 平成6年2月 当社専務取締役(現任) 平成13年8月 TEIN U.S.A., INC. 取締役社長(現任) 平成20年4月 天御香港有限公司 董事長(現任) 平成21年5月 天御遠東国際貿易 (北京)有限公司 董事長(現任) 平成22年10月 TEIN UK LIMITED 取締役社長(現任) 平成25年11月 天御減振器製造 (江蘇)有限公司 董事長(現任) 〔担当〕 営業、国内各営業 所、生産技術、製造	556,500株
3	なすけんじ 那須 賢司 (昭和38年4月18日生)	平成3年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役(現任) 〔担当〕 管理	17,150株
4	たけいともお 武井 共夫 (昭和29年3月4日生)	昭和56年4月 弁護士登録 平成13年6月 当社入社 当社取締役(現任) 市民総合法律事務所 所長	8,600株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
※5	ふるばやし やすし 古 林 泰 (昭和36年6月15日生)	平成17年1月 当社入社 平成19年7月 当社海外営業担当執行役員 平成20年2月 当社海外特任担当執行役員 現在に至る	4,600株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 候補者武井共夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 武井共夫氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士であり当社の経営全般にわたって法令遵守の観点からの確な助言をいただけるものと判断し、候補者としております。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、14年であります。
5. 当社は、武井共夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は武井共夫氏の再任が承認された際には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、武井共夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の定める独立取締役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tein.co.jp/ir.html>) に掲載しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役奥川貞夫氏ならびに監査役三宅良明氏は任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おくかわさだお夫 (昭和15年1月25日生)	平成7年9月 神奈川県警察 警視 平成12年3月 神奈川県警察本部退職 平成16年3月 横浜市永谷地区センター 館長退職 平成16年6月 当社入社 当社監査役(現任)	一株
2	みやけよしあき (昭和26年10月17日生)	昭和50年4月 日本電気株式会社入社 昭和63年6月 NEC America, Inc. 出向 平成10年7月 日本電気移動通信株式会社(現MXモバイル リング株式会社)出向 平成13年3月 同社転籍 平成23年6月 同社退職 平成23年6月 当社入社 当社監査役(現任)	1,200株

- (注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者奥川貞夫氏および三宅良明氏は、社外監査役候補者であります。
3. (1) 奥川貞夫氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが県警の警視等を歴任しており、当社における経営監視機能の面で客観的な視点から適切な指導および監査をおこなえる人材であると判断し、候補者としております。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、11年であります。
- (2) 三宅良明氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが日本電気株式会社において北米事業に携わるなどグローバルな視野を有するとと

もにコンプライアンス等の知見も深く、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、候補者としております。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。

4. 当社は、奥川貞夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は奥川貞夫氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、三宅良明氏の再任が承認された場合には、同氏との間で新たに当該契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、奥川貞夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の定める独立監査役の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tein.co.jp/ir.html>) に掲載しております。

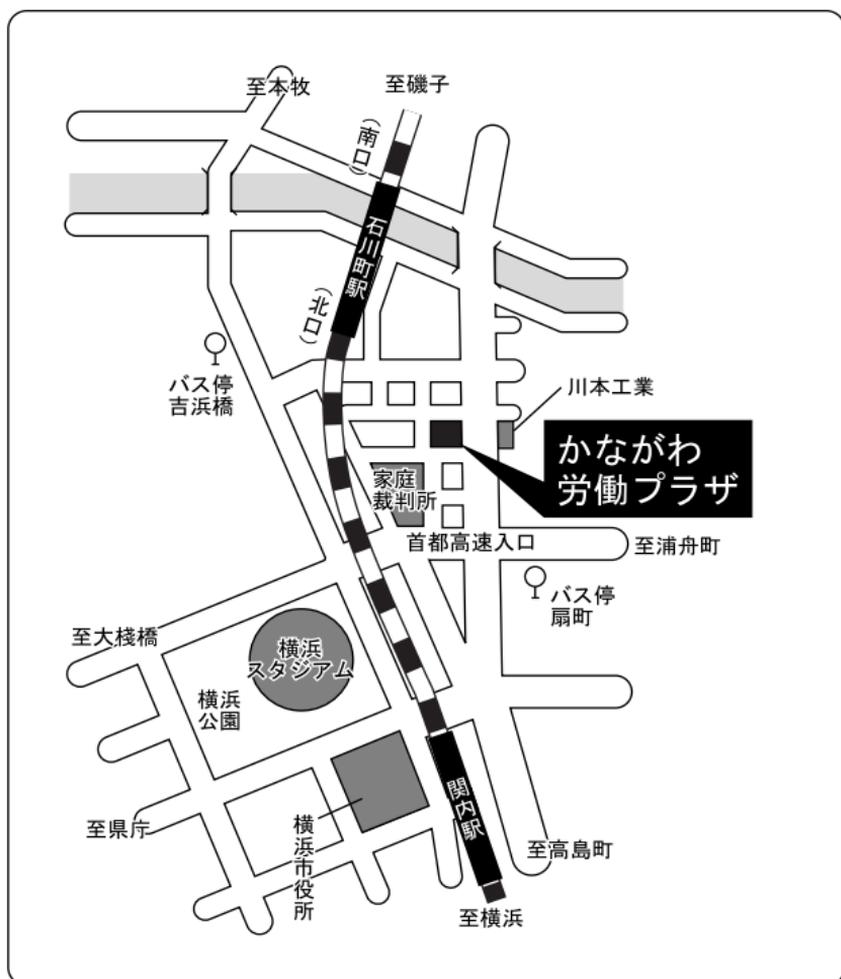
以 上

<メモ欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市中区寿町1丁目4番地
神奈川県立かながわ労働プラザ 4階 第5・6会議室



交通 JR根岸線・石川町駅北口から徒歩3分です。

会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。